

令和7年6月2日
四国地方整備局

令和7年度 手づくり郷土賞^{ふるさと}（国土交通大臣表彰）募集開始！ ～社会資本を活かした魅力ある地域づくりを応援～

国土交通省は本日より、令和7年度「手づくり郷土賞」の募集を開始します。

「手づくり郷土賞」は昭和61年度に創設され、今年度で40回目を迎える国土交通大臣表彰です。同賞は、地域づくり活動によって地域の魅力や個性を生み出している良質な社会資本とそれに関わった団体のご努力を表彰するものです。また、これらの好事例を広く紹介することで、各地で個性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組が一層推進されることを目指しています。

＜選定にあたっての評価例＞

- ・ 里の原風景を残し、環境学習・景観学習ができるような整備がされている。
- ・ 周辺地域の観光資源等と連携して特徴のあるインフラツーリズムを実践している。
- ・ オンライン等を活用した情報発信・共有により、周囲を広く巻き込んでいる。 など

今後の日程（予定）

○募集開始	令和7年 6月 2日（月）
○募集締め切り	令和7年 8月 1日（金）
○選定委員会による選定	令和7年10月
○選定結果の公表	令和7年11月～12月
○認定証授与式	令和7年12月～令和8年 2月
○発表会	令和8年 2月～令和8年 3月

■本施策は、四国圏広域地方計画「No.3 美しい自然とおもてなしの心による「視国」観光活性化プロジェクト」の取組に関連します。

■応募に必要な書類等の様式については、国土交通省ホームページに掲載しています。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/teдукuri/what_furusato/what_furusato.html



＜同時発表＞

- ・国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課
- ・北海道開発局
- ・各地方整備局
- ・内閣府沖縄総合事務局

＜問い合わせ先＞

四国地方整備局 企画部 広域計画課
課長 矢野
○係長 江口
(○：主な問い合わせ先)
電話 087-811-8309（広域計画課直通）

■ 募集の概要 <詳細は、応募要領をご覧ください>

○募集対象

地域の魅力や個性を生み出している、社会資本およびそれと関わりのある地域活動を一体的に表彰する「手づくり郷土賞（一般部門）」と、これまでに受賞したもののうち一層の発展のあったものを表彰する「手づくり郷土賞（大賞部門）」の2部門にて実施。

○応募団体

地域の社会資本を有効活用し、地域づくり等に取り組む活動団体が単体又は共同で応募（同一の社会資本に関して一体的な活動を行っている複数の活動団体が共同で応募可能）。また、社会資本を管理する団体（都道府県、市区町村等）と共同で応募することも可能。

○応募方法

応募資料（応募用紙、参考資料）を令和7年8月1日（金）までに地方整備局等に提出（提出先は「応募要領5. 問い合わせ先」をご確認ください）。

応募資料は原則として電子データで提出。

○選定について

学識者等からなる「手づくり郷土賞」選定委員会による厳正な審査を経て選定。受賞団体に認定証を授与するとともに、選定された成果は、好事例としてホームページなどを通じて広く全国に紹介する予定。

○発表会について

受賞団体決定後、東京都内において受賞団体による活動の発表会を開催予定。詳細については改めて受賞団体へお知らせします。

【別添資料】

（別添1）令和7年度「手づくり郷土賞」募集リーフレット

（別添2）令和7年度「手づくり郷土賞」応募要領

令和7年度(第40回)

国土交通省大臣表彰



別添 1

ふるさと手づくり郷土賞

令和7年8月1日(金)まで

募集中



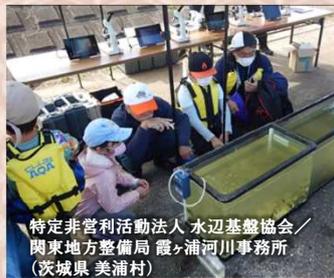
金沢片町まちづくり会議/北陸地方整備局 金沢河川国道事務所
(石川県 金沢市)



特定非営利活動法人 アザメの会/九州地方整備局 武雄河川事務所
(佐賀県 唐津市)



ディスカバーまかべ/真壁街並み案内ボランティア/桜川市
(茨城県 桜川市)



特定非営利活動法人 水辺基盤協会/関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所
(茨城県 美浦村)



ニコウワナに学ぶ会
(栃木県 日光市)



特定非営利活動法人 暮らしつながる森里川海
(神奈川県 平塚市)



矢田・庄内川をきれいにする会
(愛知県 名古屋ほか)



おにくるみの学校
(滋賀県 大津市)



サードプレイスツーリズム協議会/福知山市
(京都府 福知山市)



R29活性化委員会/中国地方整備局 鳥取河川国道事務所
(鳥取県 若桜町・八頭町)



井口・鈴が峰魅力づくり委員会
(広島県 広島市)



なかと大内湯けむり街道協議会
(山口県 長門市)



奈半利町みなと未来会議/一般社団法人なはの郷
(高知県 奈半利町)

※掲載写真は令和6年度受賞団体の一例です。

主催：国土交通省

「手づくり郷土賞」とは

「手づくり郷土賞」は昭和61年度に創設され、令和7年度で40回目の開催となる国土交通大臣表彰です。

地域づくり活動によって地域の魅力や個性を生み出している良質な社会資本とそれに関わった団体のご努力を表彰するものです。また、これらの好事例を広く紹介することで、各地で個性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組が一層推進されることを目指しています。

＜選定にあたっての評価例＞

- ・ 里の原風景を残し、環境学習・景観学習が出来るような整備がされている。
- ・ 周辺地域の観光資源等と連携して特徴のあるインフラツーリズムを実践している。
- ・ オンライン等の活用により活動を広く発信・共有し、地域内外や多世代の関係者を巻き込んでいる。 など

募集対象

一般部門

地域の魅力や個性を生み出している、社会資本*及びそれと関わりのある地域活動が一体となった成果

*原則として国土交通省が所管する分野で、地方公共団体等が整備・管理するものも含まれます。

大賞部門

これまでに「手づくり郷土賞」を受賞した、社会資本又は社会資本と関わりのある活動を含む成果

※「手づくり郷土賞」を受賞した後、なお一層の活動の充実が行われるなど、継続的に魅力ある地域の実現に寄与し、他の地域のモデルとなり得るものを選定して表彰します。

応募方法

■応募団体（各部門共通）

地域の社会資本を有効活用し、地域づくり等に取り組む活動団体が単体または共同*で応募するものとします。社会資本を管理する団体（都道府県、市区町村等）と共同で応募することも可能です。

*同一の社会資本に関して一体的な活動を行っている複数の活動団体が共同で応募可能です。

■応募方法

応募資料（応募用紙及び参考資料）を、募集期間内にお近くの各地方整備局等に提出してください。応募資料は、原則として電子データで提出してください。

提出された応募資料は各地方整備局等にて取りまとめの後、国土交通本省に提出されます。

※応募要領及び応募用紙については、国土交通省ホームページよりダウンロードしてください。

(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/teдукuri/what_furusato/what_furusato.html)



■発表会について

受賞団体決定後、東京都内において受賞団体によるプレゼンテーションなど活動の発表会（交流会）を予定しております。発表会では受賞団体のなかからベストプレゼン賞等を選出します。

令和7年6月2日

募集開始

令和7年8月1日

募集締切

令和7年10月～11月頃

選定委員会開催

令和7年12月～令和8年3月頃

選定結果発表
認定証伝達式・発表会

問い合わせ先

○各地方整備局等（応募資料提出先）

※提出先のメールアドレスは応募要領に記載しています。

北海道開発局 開発監理部 開発調整課	TEL：011-709-2311	札幌市北区北八条西2丁目
東北地方整備局 企画部 企画課	TEL：022-225-2171	仙台市青葉区本町3-3-1
関東地方整備局 企画部 広域計画課	TEL：048-600-1330	さいたま市中央区新都心2-1
北陸地方整備局 企画部 広域計画課	TEL：025-370-6687	新潟市中央区美咲町1-1-1
中部地方整備局 企画部 企画課	TEL：052-953-8127	名古屋市中区三の丸2-5-1
近畿地方整備局 企画部 企画課	TEL：06-6942-1141	大阪市中央区大手前3-1-41
中国地方整備局 企画部 広域計画課	TEL：082-511-6134	広島市中区上八丁堀6-30
四国地方整備局 企画部 広域計画課	TEL：087-811-8309	高松市サンポート3-33
九州地方整備局 企画部 企画課	TEL：092-471-6331	福岡市博多区博多駅東2-10-7
沖縄総合事務局 開発建設部 建設行政課	TEL：098-866-1908	那覇市おもろまち2-1-1

○事務局

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 TEL：03-5253-8912 東京都千代田区霞が関2-1-3

受賞記念発表会の様子



令和7年度「手づくり郷土賞」応募要領

国土交通省

1. 「手づくり郷土賞」とは

日本の各地で、地域特有の自然や歴史、伝統、文化や地場産業等を貴重な地域資源として見直し積極的に利活用した、魅力ある地域づくりの事例が数多く生まれてきています。

「手づくり郷土賞」は、このような地域活動によって地域の魅力や個性を生み出している良質な社会資本とそれに関わった団体のご努力を表彰するものです。また、これらの好事例を広く紹介することで、各地で个性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組が一層推進されることを目指しています。

「手づくり郷土賞」は昭和61年度に創設され、令和7年度で40回目の開催となる国土交通大臣表彰です。

2. 応募について

1) 応募者の資格

地域の社会資本^{※1}を有効活用し、地域づくり等に取り組む活動団体が単体または共同^{※2}で応募するものとします。また、社会資本を管理する団体（都道府県、市区町村 等）と共同で応募することも可能です。社会資本を管理する団体についても、複数での応募が可能です。

※1 原則として国土交通省が所管する分野で、地方公共団体等が整備・管理するものも含まれます。

※2 同一の社会資本に関して一体的な活動を行っている複数の活動団体が共同で応募可能です。

2) 表彰部門

手づくり郷土賞は、以下の2部門について、募集を行います。

①手づくり郷土賞（一般部門）

地域の魅力や個性を生み出している、社会資本およびそれと関わりのある地域活動が一体となった成果（以下、単に「成果」という）を対象とします。

②手づくり郷土賞（大賞部門）

これまでに「手づくり郷土賞」を受賞した、社会資本又は社会資本と関わりのある活動を含む成果を対象とします。

3) 募集期間

令和7年6月2日（月）～8月1日（金）

4) 応募方法（提出物・提出先）

応募用紙記載要領に記載のある応募資料（応募用紙及び参考資料）を、3) 募集期間内にお近くの各地方整備局等（「5. 問い合わせ先」参照）に提出してください。

応募資料は、原則として電子データ(応募用紙は Excel データ)で提出してください。

応募用紙については、国土交通省ホームページ上に掲載してあります。ダウンロードして、ご活用ください。

URL : http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/te dukuri/what_furusato/what_furusato.html

5) 応募対象外となるもの

次の事項に該当する場合には、手づくり郷土賞の応募対象外となりますので、ご注意ください。

- ① 社会資本の整備、維持管理、利活用等と関わりが認められない活動
- ② 行政機関の主導のみで推進され、地域活動としての自立性が乏しい活動
- ③ 活動期間が概ね3年未満の活動（※活動期間は、組織の立ち上げや会議開催等ではなく、成果に直結する実質的な活動開始時点からカウント）
- ④ 地域社会、地域住民への貢献が認められない活動

6) 発表会（交流会）

受賞団体決定後、東京都内において、受賞団体によるプレゼンテーションなど活動の発表会（交流会）を下記のスケジュールで予定しております。発表会では受賞団体のなかからベストプレゼン賞等を選出します。会場までの交通費等は1案件につき2名様までご用意する予定です。詳細につきましては、改めて受賞団体へお知らせいたします。

7) 今後のスケジュール（予定）

募集開始 (令和7年 6月2日)

募集締め切り (令和7年 8月1日)

※応募資料は、各地方整備局等および国土交通本省にて、応募要件のチェックを行います。

応募の対象とならないものがあつた場合、その旨を応募団体へ通知いたします。

選定委員会による選定 (令和7年10月)

選定結果の公表 (令和7年11月～12月)

認定証伝達式 (令和7年12月～令和8年2月)

発表会（交流会） (令和8年 2月～3月)

3. 選定について

1) 選定方法

一般部門及び大賞部門は、応募資料をもとに、学識者等からなる「手づくり郷土賞」選定委員会による厳正な審査をした上、選定します。また、別途、奨励賞を選出する場合があります。発表会でのベストプレゼン賞等は、活動当事者によるプレゼンテーション等を踏まえて選出します。

2) 選定対象

次の要件を満たすものが「手づくり郷土賞」として選定されます。

【手づくり郷土賞（一般部門）】

次の①及び②の要件を満たし、他の地域のモデルとなり得るものを選定して表彰します。

- ① 社会資本について、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた創意・工夫のもと、整備（特に地域活動を誘発している整備）・維持管理・利活用等されていること。

（例えば、評価するイメージは以下のとおり。

- ・里の原風景を残し、環境学習・景観学習が出来るような整備がされている。
- ・点在する自然・歴史・文化空間をネットワーク化した、回遊ルートが形成されている。
- ・地域の歴史文化を継承する場として、街並みが保全・利活用されている。
- ・世代間の交流を促進するよう、使い勝手を考慮した工夫が凝らされている。
- ・社会資本自身が地域資源として定着し利活用されている。
- ・地域のシンボルとなる施設や歴史・文化・特産物などを核とした賑わい創出が地域活動により図られている。
- ・社会資本を観光資源とし、周辺地域の観光資源等と連携し、特徴のあるインフラツーリズムを実践している。 など)

- ② 地域活動について、社会資本を有効活用し、地域の魅力の向上のための創意・工夫が行われており、公益性を有すること。

（例えば、評価するイメージは以下のとおり。

- ・コミュニティの育成、交流空間を創造している。
- ・郷土愛の醸成、環境や景観の次世代への継承を目指している。
- ・身近な社会基盤を見つめ直し、活かし、豊かな暮らしにつなげている。
- ・地域づくりの起爆剤になっている。住民と行政の連携を促している。
- ・計画的な事業実施のための資金獲得の工夫が行われ、住民が主体となり、自治体等の補助・助成金に過度に頼らない運営を行っている。
- ・オンライン等を活用した情報の発信・共有により活動を広く展開し、地域内外や多世代の関係者を巻き込んだ活動となっている。
- ・社会資本の管理者と協働し、新たな観光コンテンツの創出を行い、観光振興につなげる取組を実現している。
- ・「社会資本」や「社会資本が生み出す空間」のユニークな活用方法を実践し、観光客の誘致につなげている。 など)

【手づくり郷土賞（大賞部門）】

これまでに「手づくり郷土賞」を受賞した、社会資本又は社会資本と関わりのある活動を含む成果のうち、「手づくり郷土賞」を受賞した後、なお一層の活動の充実が行われるなど、継続的に魅力ある地域の実現に寄与し、他の地域のモデルとなり得るものを選定して表彰します。

(例えば、評価するイメージは以下のとおり。

- ・地域づくりの成功事例の継続的な展開・進展により、新たな好事例を生んでいる。
- ・地域資源の地道な継承活動や新たな試みの付加により、地域の魅力が観光資源として認められ定着している。
- ・整備をきっかけに生まれた住民の交流が、住民主体によるまちづくりの気運を高め、行政協働のまちづくりに発展している。
- ・地域づくり活動が新たな産業を創出するなど地域振興に寄与している。 など)

3) 選定のポイント

審査を行う上での選定のポイントは以下のとおりです。

- ① 社会資本の整備・維持管理・利活用にあたっての創意・工夫
(地域特性を踏まえた整備・維持管理上の工夫、地域資源としての活用・育成 等)
- ② 地域活動における創意・工夫、取組の独創性
(新しい発想、住民自ら考え工夫を凝らした取組 等)
- ③ 地域づくりへの成果及び波及効果
(地域への思いに富んだ取組、地域づくりの枠を越えた効果 等)
- ④ 今後の活動の継続性・発展性
(住民が長く活動を続けられる仕組み、周囲を広く巻き込む工夫 等)
- ⑤ 他の参考となるような先進性・先導性
- ⑥ その他 (上記以外の特に優れた内容)

上記に加え、大賞部門においては以下のポイントも重視します。

- ⑦ 社会資本の地域への定着状況
(地域のシンボルとして広く認識されている、多くの地域住民が日常的に利用している 等)
- ⑧ 活動の継続状況
(規模を広げながら着実に継続している 等)
- ⑨ 活動の発展状況
(新たな取組を創出している、他地域へ波及している 等)

4) 選定結果の通知・公表等

選定結果の公表は、令和7年11月～12月頃を予定しており、受賞団体に対して通知します。また、併せて国土交通省及び各地方整備局等のホームページ等で公表します。なお、選定された成果に対しては、各地方整備局等を通じて認定証の授与を行う予定です。

また、選定された成果は、好事例としてホームページなどを通じて広く全国に紹介する予定です。

4. その他応募にあたっての留意事項

○応募資料提出後、担当窓口等から内容について問い合わせを行う場合がございます。

○応募は原則として電子データ（応募用紙は Excel データ）で提出してください。紙媒体で提出する場合は担当窓口にご相談ください。応募資料は原則返却いたしませんので、返却が必要な資料については、その旨明記下さい。

○添付する写真について

- ・写真は評価の上で非常に重要な判断材料となります。応募資料に写真を添付される場合には、写真貼付箇所に強調したい点のコメントを載せて下さい。その際、「手づくり郷土賞」の趣旨に鑑み、なるべく無人の写真ではなく社会資本の利活用状況や工夫が分かる写真を添付して下さい。
- ・写真の内容については、第三者の肖像権、プライバシー等を侵害することのないよう十分ご注意下さい。また、選定された場合は、受賞団体の公表時や、冊子、ホームページ等の受賞団体紹介等で使用する場合があります。事前にご了承願います。

5. 問い合わせ先（担当窓口）

（事務局）

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
TEL：03-5253-8912

（各地方整備局等 ※応募資料提出先）

北海道開発局 開発監理部 開発調整課
〒060-8511 札幌市北区北八条西2丁目
TEL：011-709-2311 [E-mail：hkd-ky-tedukuri@gxb.mlit.go.jp](mailto:hkd-ky-tedukuri@gxb.mlit.go.jp)

東北地方整備局 企画部 企画課 地方計画係
〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1
TEL：022-225-2171 [E-mail：thr-chiiki@ki.mlit.go.jp](mailto:thr-chiiki@ki.mlit.go.jp)

関東地方整備局 企画部 広域計画課 地方計画第二係
〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1
TEL：048-600-1330 [E-mail：ktr-chiiki@gxb.mlit.go.jp](mailto:ktr-chiiki@gxb.mlit.go.jp)

北陸地方整備局 企画部 広域計画課 幹線道路調査係
〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1
TEL：025-370-6687 [E-mail：kouiki-keikaku@hrr.mlit.go.jp](mailto:kouiki-keikaku@hrr.mlit.go.jp)

中部地方整備局 企画部 企画課 企画第二係
〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1
TEL：052-953-8127 [E-mail：cbr-kikaku@mlit.go.jp](mailto:cbr-kikaku@mlit.go.jp)

近畿地方整備局 企画部 企画課 企画第一係
〒540-8586 大阪市中央区大手前3-1-4 1
TEL：06-6942-1141 [E-mail：kkr-tiikidukuri86@gxb.mlit.go.jp](mailto:kkr-tiikidukuri86@gxb.mlit.go.jp)

中国地方整備局 企画部 広域計画課 幹線道路調査係
〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30
TEL：082-511-6134 [E-mail：kouiki@cgr.mlit.go.jp](mailto:kouiki@cgr.mlit.go.jp)

四国地方整備局 企画部 広域計画課

〒760-8554 高松市サンポート3-33

TEL : 087-811-8309

E-mail : skr-kouikikei@mlit.go.jp

九州地方整備局 企画部 企画課 施策分析評価係

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

TEL : 092-471-6331

E-mail : qsr-furusato@mlit.go.jp

沖縄総合事務局 開発建設部 建設行政課 事業調整係

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1

TEL : 098-866-1908

E-mail : akino.yogi.s3k@ogb.cao.go.jp

以上